

税

問合先 税務課

固定資産税

■1月1日現在の所有者に課税
今年中に土地・家屋を取得した場合や家屋を新築した場合は、令和7年度から固定資産税が課税されます。家屋を新築や増改築したときは、税務課へ届出をしてください。

※登記申請をした人は届出の必要はありません。

■家屋を取り壊したときは届出が必要です
今年中に家屋を取り壊した場合、その部分にかかる固定資産税は、翌年から課税されなくなります。必ず税務課へ届出をしてください。届出をしないと、引き続き課税される場合があります。

償却資産の申告

市内に事業用の償却資産を所有している人(法人または個人)は、毎年1月末までに該当する資産を申告することになります。今年1月2日以降に資産の入れ替えや開業、廃業、個人

から法人への資産の異動などがあった場合は、特にご注意ください。

また本市では、固定資産税(償却資産)の実地調査を行っています。申告書の提出の際は、申告内容の今一度の点検をお願いします。

【令和7年度分申告書類】
配布時期 12月中旬(予定)
提出期限 来年1月31日(金)

※郵送または電子申告(エルタックス)での申告にご協力ください。

ELTAX(エルタックス)ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>



▲エルタックス

12月は「税収確保重点月間」

大切な市税を確保するため、12月を税収確保重点月間と定め、夜間・日曜日の納税相談のほか電話・訪問催告などを実施します。

また、「泉佐野市納付勧奨等コールセンター」による納付勧奨も行います。納付がまだの人は早めの納付をお願いします。

■夜間・休日納税相談

病気・失業などの特別な事情により、やむを得ず納期限までに納められない場合は、期間を限った納税猶予制度や分割納付などの方法がありますので、早めに相談してください。

日時

- 夜間納税相談：12月4日(水) 6日(金)は午後8時まで
- 休日納税相談：12月8日(日) 午前9時～正午

■滞納処分

滞納(市税を決められた納期限内に納めないこと)になると、まずは督促状や催告状により納付を促しますが納付相談もなく、市税を滞納したままでいると延滞金がかさむばかりでなく、納付期限内に納めた納税者との税の公平を保つため、やむを得ず滞納している人の財産を調査し、差し押さえるなどの強制処分を行うこととなります。

このようなことにならないように納期限内に納付しましょう。

■忘れずに納めましょう

固定資産税(償却資産分含む)、市市民税の第4期の納期限は、12月25日(水)です。市税の納付には、便利な口座振替のご利用を!

また、地方税お支払サイトでの納付やスマートフォン決済「eQR」またはコンビニ納付用バーコードを利用した請求書払い)も利用できます。

税務署からのお知らせ

問合先 泉佐野税務署
☎462-3471

給与所得者・年金受給者のための還付申告会場

泉佐野税務署では、確定申告期間前に、年金受給者、給与所得者の医療費控除、住宅借入金等特別控除、中途退職者を対象とした還付申告の作成・提出会場を、イオンモールりんくう泉南2階イオンホール(泉南市りんくう南浜3番12号)に開設する予定です。開催の詳細は、広報1月号に掲載します。

なお、税務署をはじめとする各申告会場では、原則、自身で作成していただくことになっておりますので、ご了承ください。



大阪府からのお知らせ

～12月は税収確保重点月間～

みなさんから納めていただいた税金は、教育、福祉、安全なまちづくりなど、府民のみなさんの身近な生活に生かされています。納期限までに納税いただきますよう、ご理解ご協力をお願いします。

問合先 大阪府泉南府税事務所
(☎439-3601)



©2014 大阪府もずやん

▶ホームページ



キャッシュレス納付を「ご利用ください」!

国税の納付は、金融機関や税務署へ出向くことなく、簡単なキャッシュレス納付を利用してください。各種キャッシュレス納付の手続の詳細はホームページをご覧ください。